

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書 (甲 D 1 5 号 証)

2009(平成21)年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 谷 萩 陽 一

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	鑑定意見書:ハッ場ダムサイトの地盤の安全性について	写	H20.5.2	坂巻幸雄
	立 証 趣 旨			
甲D15	<p>本件ダムサイト地盤のダム基礎としての適性を判断し、必要な対策工法を決定する前提となるべき、地質調査の結果に対する国交省の評価は、調査の結果判明した事実をダムの安全性確保の見地から科学的合理性をもって評価したものとはいえないことから、本件ダム計画は施設自体の安全性に関する保障を欠き、湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くこと</p> <p>1) 基礎岩盤の評価・岩級区分について 岩級区分は、ダムサイト地盤のせん断抵抗力を判定する上で重要な指標であり、割れ目の存在も考慮して岩盤評価を行わなければならないが、国交省が本件ダムサイトについて行った岩級区分は、ルジオン値が高いことから割れ目の存在が推認される部分の岩級区分を、C H級、B級とする不自然なものであること 本件ダムサイトに存在する割れ目は、せん断抵抗力が小さく、水平加重に対し弱線となる低角度のもので、かつ、開口した状態のものであるところ、国交省の作成した岩級区分図は、本件ダムサイトに存在する割れ目系の成因(節理なのか断層なのか)を検討しておらず、割れ目系の空間的分布・形成時期について必要な考察がなされないまま作成されており、本件ダムの安全性を確保するため必要な工法を選定する資料として不適切であること</p> <p>2) ダムサイト左岸の「擾乱帯」について 甲D1号証の報告書に「擾乱帯」と記載されたダムサイト左岸の脆い岩盤について、後に「ダム基礎として問題ない」とした国交省の評価の変遷に合理的な根拠がなく、また、前記岩盤は、断層(破碎)帯の要件を十分備えており、かつ、河道側へ延びている可能性があること</p> <p>3) 右岸上流部の熱水変質帯について 本件ダムサイト両岸に存在する変質帯の分布状況からすると、熱水変質帯は下流のダムサイト中心部へ延びているとみるべきであって、熱水変質帯がダムサイト中心部へ延びていないとする国交省の判断は誤りであること 変質帯は、ダム湛水により拡大する可能性があるのに、国交省は調査報告書において変質帯拡大の可能性について言及していないこと</p> <p>4) 河床付近の基礎地盤は難透水性であるとする国交省の判断に信用性がないこと 本件ダムの河床標高以深は難透水性であるとする国交省の判断は、十分な地質調査に基づいておらず、また、河床標高以深に、ダム満水時に亀裂破壊を起こす可能性のある高透水の箇所がある事実と矛盾することから、信用性が認められないこと</p> <p>5) 本件ダムサイト下流見晴台の南西の左岸の河床に、ダムサイト付近の岩盤の不連続面の形成過程を判断する上で当然考慮されるべき断層が存在すること、国交省の作成したほぼすべての調査報告書において前記断層の存在が隠蔽されていること</p>			